



## 架空請求ハガキにだまされないで！！の巻

### 最終通告のお知らせ

あなたの利用されていた契約会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知致します。

管理番号〇(…号)

ご連絡なき場合、執行官立会いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押えを強制的に履行させていただきます。

法務省 国民訴訟通達センター

東京都〇〇区〇〇

お問合わせ窓口 03-〇〇〇〇-●●

あら、このハガキ  
総合消費料金？  
訴訟最終告知？？  
今日が最終期限？？？

無視したから？

なにこれ  
よく  
わからないわ

この前メール



### 見守りポイント

- ◎心当たりのない請求ハガキが届いたと相談を受けた場合、連絡先として書かれている番号には絶対に電話をせず、無視するよう伝えましょう。
- ◎封書や圧着式のハガキの場合は無視できないものである可能性があります。放置せず、消費生活センターに相談するよう助言してください。

### 対処方法

- ◆現在、和歌山県内にも大量の架空請求ハガキが送られています。未払いがあるかもと、不安になって電話をした人を、あの手この手で騙す詐欺の手口ですから、絶対に電話をしないようにしましょう。

#### 和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

平日 9:00~17:00

土・日 10:00~16:00(電話相談のみ)

(祝日・年末年始を除く)

#### かつらぎ町役場消費生活相談窓口

〒649-7192

かつらぎ町 丁ノ町2160 (かつらぎ町役場 産業観光課内)

0736-22-0300

平日 8:30~17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

※短縮ダイヤル ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。